破産手続廃止

平成２３年（フ）第１７３号
福島県伊達郡桑折町大字北半田字平沢田３番地
破産者　野村　　清
1　決定年月日　平成24年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産法218条１項の申立てを相当と認める。
福島地方裁判所第１民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１４６号
佐賀県鳥栖市今泉町六枝2443番地の１
破産者　有限会社中山工業所
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
東京都足立区六月１丁目９番３号
破産者　染谷　一隆
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５４９号
東京都八王子市八日町８－１ビュータワー八王子2305、住民票上の住所東京都八王子市中野山王２丁目32番14号グランフォレストＡ102号
破産者　千谷　一男
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５５０号
東京都八王子市八日町８－１ビュータワー八王子2305、住民票上の住所東京都八王子市中野山王２丁目32番14号グランフォレストＡ102号
破産者　千谷　和美
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０号
長野県岡谷市1723番地130
破産者　丸三小池食品株式会社
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７６４号
岡山県高梁市正宗町2026番地９
破産者　株式会社赤木建設
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６８６８号
大阪市平野区長吉六反３―14―15　セレブリティ長吉Ａ―103、開始決定時の住所大阪市平野区長吉六反１丁目１番47―107号
破産者　八剣伝古市駅前店こと　山崎　光男
1　破産債権の届出期間　平成24年５月８日まで
2　一般調査期日　平成24年６月７日午後３時30分
平成24年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９９４号
大阪府八尾市渋川町４丁目２番４号
破産者　前田製作所こと　前田　重光
1　破産債権の届出期間　平成24年５月８日まで
2　一般調査期日　平成24年６月７日午後３時30分
平成24年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３７４号
大阪府枚方市村野本町33番35号
破産者　有限会社さくらい企画
1　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
2　一般調査期日　平成24年６月14日午後３時30分
平成24年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５３号
高知県須崎市妙見町11番29号
破産者　株式会社キヤマ
1　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
2　一般調査期日　平成24年６月14日午前11時
平成24年４月６日　　高知地方裁判所破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第５４３６号
大阪市東成区東小橋２丁目11番13号
破産者　サン工芸印刷株式会社
1　期日　平成24年５月29日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成１９年（フ）第１７３３９号
東京都新宿区中里町29番地
破産者　株式会社ピーズサイテック
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後２時
平成24年４月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１６８号
東京都渋谷区猿楽町２番７―501号
破産者　有限会社リック
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午後３時
平成24年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第５８号
山口市小郡上郷1541番地９
破産者　有限会社ハードビジョン
異議申述期間　平成24年５月10日まで
平成24年４月６日
山口地方裁判所民事部破産係

免責決定

平成１７年（モ）第１００４号
（平成１５年（フ）第５２９号）
福島県伊達市梁川町広瀬町45番地、破産宣告時の住所福島市吉倉字谷地42番地の１
破産者　佐藤　久恭
主文　破産者を免責する。
平成24年４月４日
福島地方裁判所第１民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１号
北海道室蘭市東町３丁目10番21号
清算株式会社　株式会社志賀綜合食料品店
代表清算人　濱野　喜孝
1　決定年月日　平成24年４月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所室蘭支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第７号
北海道岩見沢市４条西３丁目１番地
清算株式会社　岩見沢都市開発株式会社
代表清算人　橋本　昭夫
1　決定年月日　平成24年４月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（ヒ）第１６号
栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目７番23号
清算株式会社　エス・ケイ・エム株式会社
1　決定年月日　平成24年４月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（ヒ）第２０８０号
東京都中央区晴海１丁目８番11号
清算株式会社　てっぽうまち株式会社
1　決定年月日　平成24年４月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部